

災害時における要配慮者対策について

災害対策基本法改正(H25.6)の背景

○東日本大震災における、被災者全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災者全体の死亡率の2倍
 ○こうした教訓を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう区市町村等の責務を明確化

法改正における都と区市町村の責務

【都】
 区市町村における要配慮者対策強化への支援
 【区市町村】
 地域防災計画を改定し、以下のことを定める。
 ・避難行動要支援者名簿の作成方法等
 ・名簿の利用方法、提供範囲等

都の支援

- ① 区市町村向け指針の作成
 避難行動要支援者の把握、名簿の整備や避難支援プランの作成等において、要配慮者のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策を推進
 ※「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」
 「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針（区市町村向け）」
- ② 区市町村の福祉保健・防災部門担当者等を対象に研修会の実施
 要配慮者対策が進んでいる区市町村の先進事例紹介等
- ③ 区市町村包括補助事業における財政支援を通じた取組の推進
 災害対策基本法により義務付けされた範囲を超えた区市町村の取組への財政支援
- ④ 東京都災害福祉広域支援ネットワークの推進
 災害時要配慮者への支援ニーズ等の情報収集及び人的支援体制の充実

区市町村が取り組むべき事項

- 【法改正に基づき義務付けされた事項】
- ① 地域防災計画に定める事項
 避難支援関係者、名簿掲載範囲等
 - ② 避難行動要支援者名簿の作成等
 ア 要配慮者の把握
 イ 避難行動要支援者名簿作成
 ウ 名簿の更新と情報の共有
 エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
 - ③ 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用
 ア 避難のための情報伝達
 イ 避難行動要支援者の避難支援
 ウ 避難行動要支援者の安否確認の実施
 エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応
- 【さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項】
- ① 個別計画の作成
 個別の配慮に適切に対応するための計画を作成する必要がある。
 - ② 避難行動支援に係る地域の共助力の向上（訓練等）
 住民同士の顔の見える関係を築くなど、地域の防災力を高める必要がある。

区市町村の取組みの現状（総務省消防庁調査 ※平成29年6月1日時点 速報値）

【法改正に基づき義務付けされた事項】
 《避難行動要支援者名簿の作成状況》
 作成済：54区市町村 作成中：8区市町村

【さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項】
 《個別計画の作成状況》
 作成済：28区市町村 作成中：10区市 未着手：16区市町村

